

令和6年度 事業評価対象事業について

令和7年1月14日(火)

みち、ひと…未来へ。



凡例

審議案件

報告案件

⑥一般国道201号
八木山バイパス：約13.3km
前回：R3事業再評価
(R6.12.16_九州地整審議(委任))

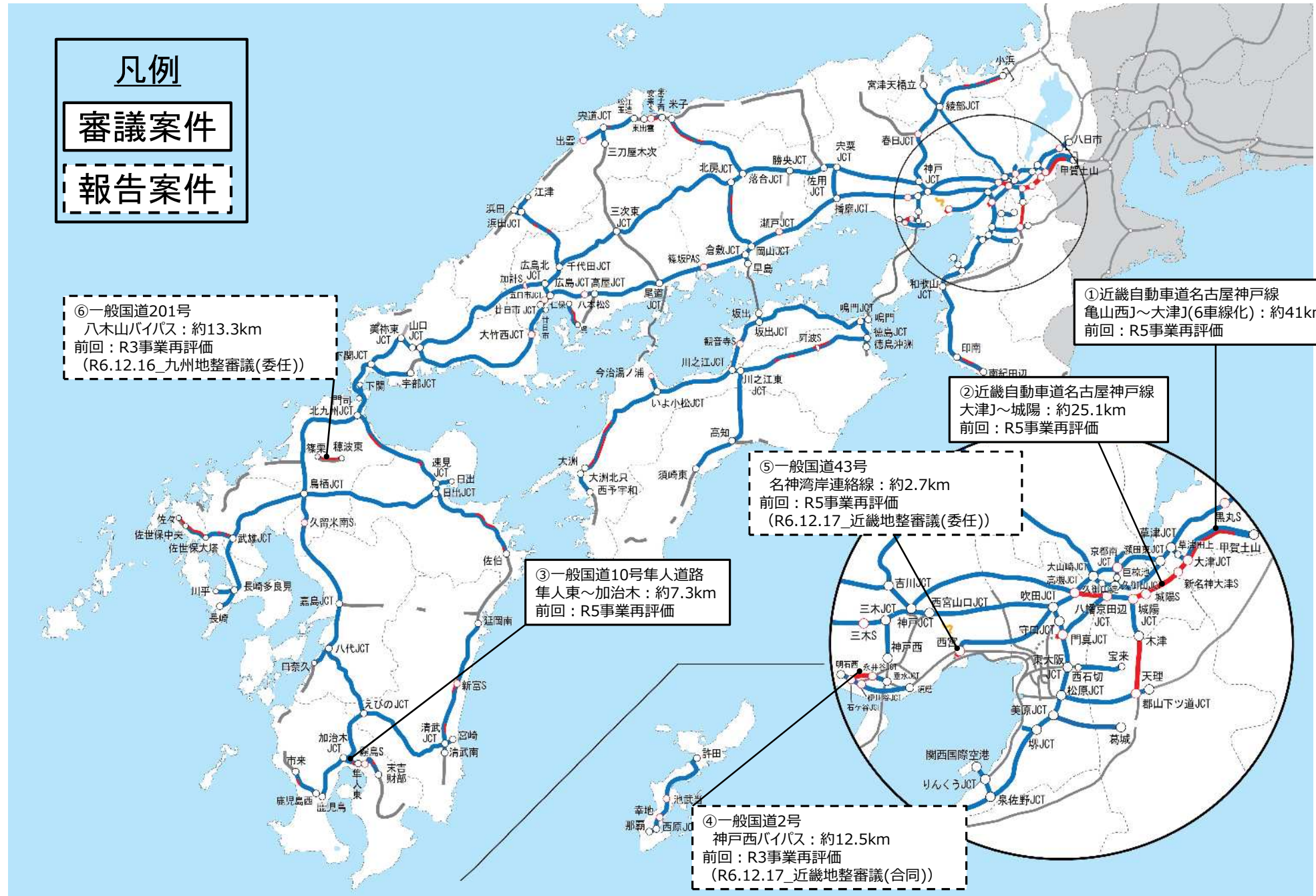
①近畿自動車道名古屋神戸線
亀山西J~大津J(6車線化)：約41km
前回：R5事業再評価

②近畿自動車道名古屋神戸線
大津J~城陽：約25.1km
前回：R5事業再評価

⑤一般国道43号
名神湾岸連絡線：約2.7km
前回：R5事業再評価
(R6.12.17_近畿地整審議(委任))

③一般国道10号単人道路
単人東~加治木：約7.3km
前回：R5事業再評価

④一般国道2号
神戸西バイパス：約12.5km
前回：R3事業再評価
(R6.12.17_近畿地整審議(合同))



◆ 審議案件

■ 「事業再評価」

事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。※平成10年度から導入。

NO	事業名	事業許可年度	前回評価年度	実施要領基準※1	審議区分※2	資料作成※2	費用対効果分析※2	備考
①	近畿自動車道 名古屋神戸線 亀山西JCT～大津JCT(6車線化事業) ※中日本高速道路株式会社との合同審議	H30	R5	第3-1-(5) 社会情勢の変化	重点	作成	実施	H31 事業許可(6車線化)
②	近畿自動車道 名古屋神戸線 大津JCT～城陽	H24	R5	第3-1-(5) 社会情勢の変化	重点	作成	実施	H24.4 事業許可(4車線整備) R2.3 事業許可(6車線化)
③	一般国道10号 隼人道路 隼人東～加治木	H29	R5	第3-1-(5) 社会情勢の変化	要点	省略	実施	R4.11 隼人西IC～加治木IC 4車線供用開始

※1:国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和6年6月27日 国土交通省)

※2:令和3年度 西日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会 資料7(委員会での指摘を踏まえた修正版)における「再評価の重点化・効率化に係る確認フロー」及び「確認後ケース別の審議区分・資料等の作成方法」より(令和4年3月9日)

■ 「事後評価」

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。※平成15年度から導入。

対象事業無

◆ 報告案件

■ 「事業再評価」

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される(予定も含む)事業の再評価又は事後評価対象事業について、他の事業主体の事業評価監視委員会で合同または委任で審議を行うもの。

NO	事業名	事業主体	事業許可年度	前回評価年度	実施要領基準※1	備考
④	一般国道2号 神戸西バイパス	近畿地方整備局 西日本高速道路(株)	S63	R3	第3-1-(5) 社会情勢の変化	令和6年12月17日 開催 ※近畿地方整備局事業評価監視委員会での 合同審議
⑤	一般国道43号 名神湾岸連絡線	近畿地方整備局 阪神高速道路(株) 西日本高速道路(株)	R3	R5	第3-1-(5) 社会情勢の変化	令和6年12月17日 開催 ※近畿地方整備局事業評価監視委員会での 委任審議
⑥	一般国道201号 八木山バイパス	九州地方整備局 西日本高速道路(株)	H31	R3	第3-1-(5) 社会情勢の変化	令和6年12月16日 開催 ※九州地方整備局事業評価監視委員会での 委任審議

※1:国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和6年6月27日 国土交通省)

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。
② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

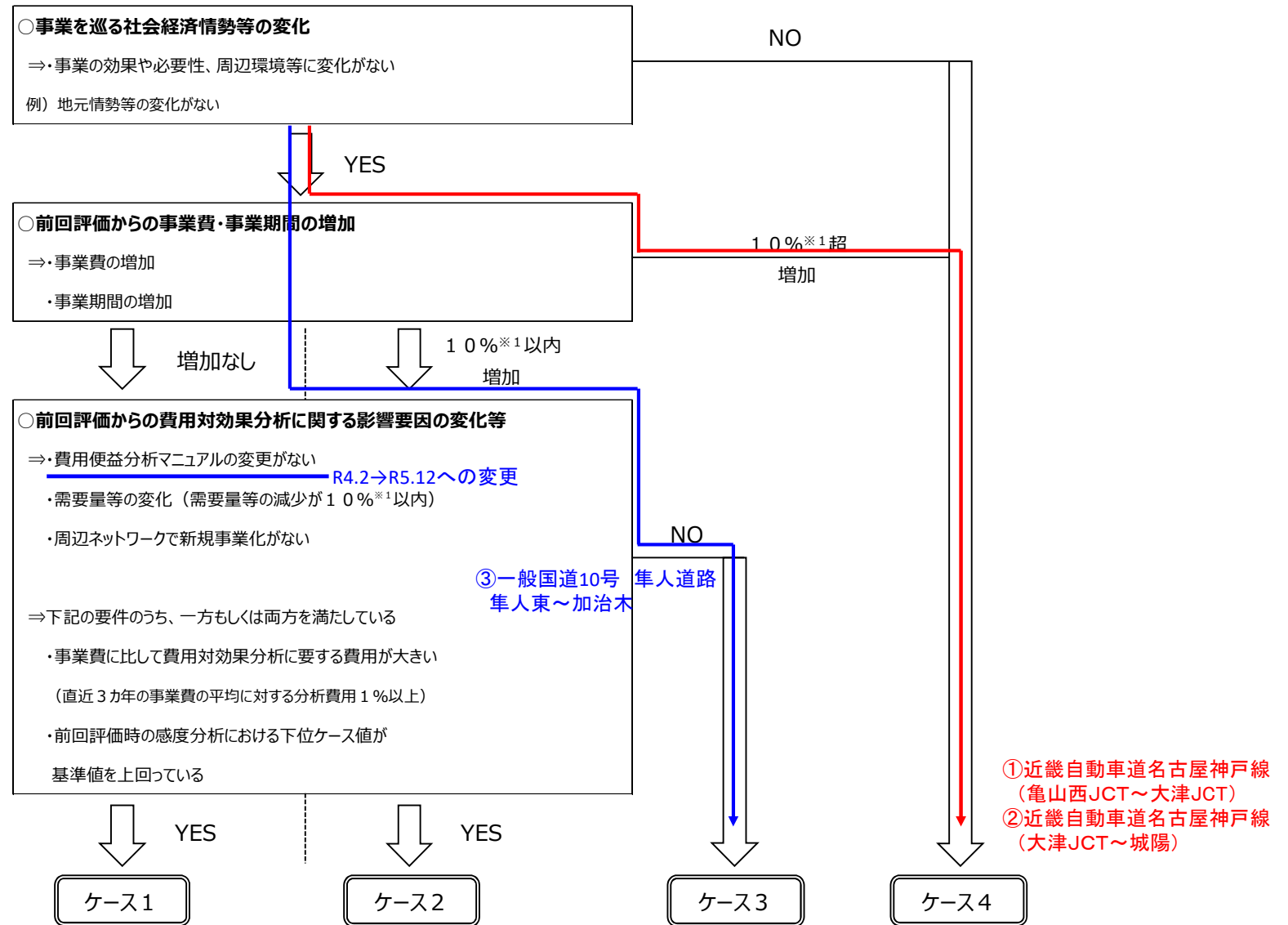
(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業 市街地再開発事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手 権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

【参考】2. 今後の審議方法 再評価の重点化・効率化に係る確認フロー



※ 1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる

【参考】3. 今後の審議方法 確認後 ケース別の審議区分・資料等の作成方法

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
社会経済情勢等の変化	無し	無し	無し	有り
事業費・事業期間	増加無し	10% ^{※1} 以内増加	増加無し 又は 10% ^{※1} 以内増加	10% ^{※1} 超増加
B/C影響要因変化 等	無し	無し	有り	—
審議区分	要点	要点 ^{※3}	要点 ^{※3}	重点
資料	省略 ^{※2}	省略 ^{※2、※3}	省略 ^{※2、※3}	作成
費用対効果分析	省略	省略	実施	実施

※1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる

※2 事業の進捗状況、進捗の見通しのみを更新、
部分供用等があり「今後の評価に必要なデータの取得が必要な場合」はデータの取得のみ実施

※3 事業費・事業期間・B/C影響要因の変化状況を踏まえ、必要に応じ、資料作成・重点審議を実施

※ 資料・費用対効果分析の省略は、2回以上連続して実施しない